

平成21年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

平成21年4月1日

2 見直しの基本方針，視点

(1) 基本方針

本市では、「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし、簡素で効率的な組織体制の整備を計画的に進めることとしている。

平成21年度において、引き続き、政策主導型組織の機能性と実効性を高める観点から、行政組織の見直しを実施する。

(2) 視点

ア 地域医療の取組強化

イ 地球温暖化対策の強化

3 見直しの内容

(1) 新設等

ア 部・局・課の新設等は、なし

イ 課内室

■保健対策課 地域医療対策室

市民が安心できる地域医療体制の確立を図るため、医療の企画・調整や、保健センターから移管する救急医療対策等の医療政策に係る事務の一元化を図り取り組むため、健康福祉部保健対策課に「地域医療対策室」を設置する。

■環境総務課 地球温暖化対策室

環境部環境保全推進課から、地球温暖化対策に関する事務を移管し、地球温暖化対策を始め、環境に関する総合的施策を推進するため、環境部環境総務課に「地球温暖化対策室」を設置する。

(2) 廃止

ア 部・局・課の廃止は、なし

イ 課内室

■健康福祉総務課 こくぶんじ荘

介護老人保健施設こくぶんじ荘を平成21年3月31日に廃止し、その施設を医療法人に譲渡することに伴い、健康福祉部健康福祉総務課「こくぶんじ荘（課内室組織）」を廃止する。

(3) 名称の変更

■障害福祉課を「障がい福祉課」に名称変更

「障害」表記の「害」という漢字の否定的なイメージを考慮するとともに、障害への理解の深まりを促す市民啓発の観点から、健康福祉部福祉事務所障害福祉課の名称を「障がい福祉課」に変更する。

(4) 事務の移管

■ 庵治文化館を「純愛の聖地庵治・観光交流館」に転用・移管

映画のロケーション地としての観光資源を生かすこと等によって観光の振興を図るため、高松市庵治文化館を平成21年3月31日に廃して、その施設を純愛の聖地庵治・観光交流館として刷新することに伴い、施設の所管を市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課から産業経済部観光振興課に移管する。

■ 老人福祉センター奥の湯温泉を「奥の湯温泉」に転用・移管

塩江地域の温泉施設を観光施設として一体的に管理を行うため、老人福祉センター奥の湯温泉を平成21年3月31日に廃して、その施設を（観光施設）奥の湯温泉とすることに伴い、施設の所管を健康福祉部福祉事務所長寿福祉課から産業経済部観光振興課に移管する。

■ 特定高齢者に関する介護予防事務

特定高齢者に関する介護予防事務が、地域包括支援センターと保健センターの2課に分れており、より効率的・効果的な業務運営を図るため、健康福祉部保健所保健センターから地域包括支援センターへ移管・統合する。

なお、一般高齢者の介護予防事業は、引き続き、保健センターで実施する。

4 組織数の増減

平成20年4月：12部 1局 93課 17課内室

平成21年4月：12部 1局 93課 18課内室

(内訳)

区分	増	減	増減
課内室	+2 保健対策課 地域医療対策室 環境総務課 地球温暖化対策室	▲1 健康福祉総務課 こくぶんじ荘	+1